

沖縄県離島診療所代診医支援事業業務委託
(企画提案仕様書)

第 1 件名

沖縄県離島診療所代診医支援事業業務委託

第 2 趣旨

本事業は、離島診療所の医師が研修や休暇等により離島する場合の医療空白を回避し、離島医療の安定化を図るため、民間事業者が有する広範な医師ネットワークを活用し、主に県内外の離島診療勤務経験のある医師を離島診療所へ代診医派遣することを目的とする。

受託者の選定にあたっては、派遣体制の構築や調整能力等に関する提案内容を審査し、最適な事業者を選定するものとする。

第 3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

第 4 業務内容

本業務委託内容は、次の 1～3 のとおりとする。

1 代診医派遣調整

- (1) 診療所及び関係者（県立診療所は県立病院、町村立診療所は町村もしくは指定管理者）との派遣スケジュールや移動・宿泊手配等の事務調整
- (2) 派遣する代診医の選定及び事務調整
- (3) 代診医派遣に係る派遣先との協定書締結や実績報告等の事務手続き

2 代診医派遣

- (1) 派遣依頼のあった診療所への代診医派遣
- (2) 診療時間外や休診日の救急対応

3 その他

- (1) 代診医の掘り起こし業務（主に県内）
- (2) 別途指示のある代診医派遣に係る業務

第 5 代診医派遣先診療所

県立：伊平屋、伊是名、津堅、久高、渡嘉敷、座間味、阿嘉、渡名喜、粟国、北大東、
南大東、多良間、大原、西表西部、小浜、波照間
町村立：伊江、竹富、黒島、与那国

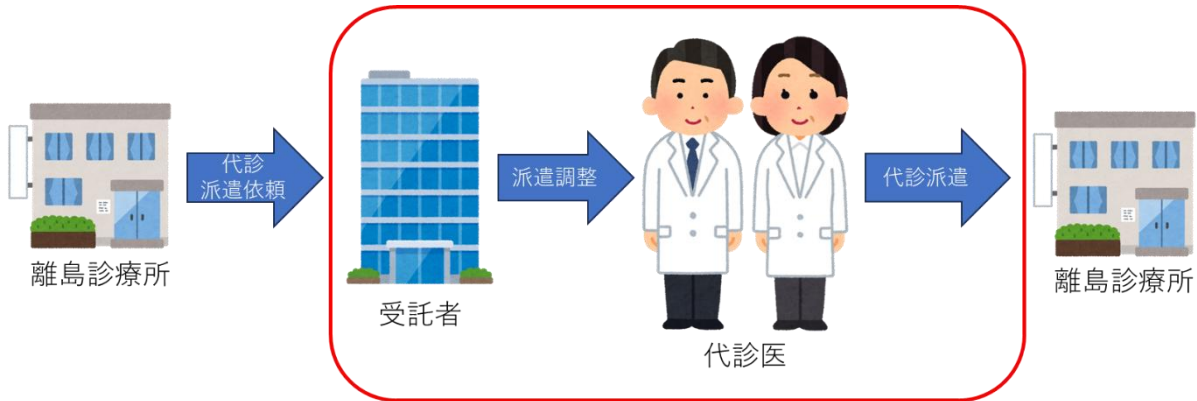
第 6 目標派遣日数

110 日（町村立診療所：90 日、県立診療所：20 日）

※ 主な派遣先は宮古・八重山地域

※ 事故等により離島診療所医師が不在となった場合には、当該事業を活用して医療提供体制を確保する（目標派遣日数内にて対応）。

第7 スキーム図



※代診派遣依頼は、主に診療所を管理する県立病院や町村から依頼されます。

第8 支出経費内訳書及び支出証拠書類の整理

- 1 支出経費内訳書は、人件費、直接経費（旅費、役務費、使用料、需用費等）、再委託費、一般管理費の項目毎に作成し執行状況を整理すること。また、支出証拠書類は、各項目の支出経費内訳書に合わせて整理すること。
- 2 委託費の実績額は、各項目の消費税抜額を合算したものに、契約にかかる消費税の税率（10 パーセント）を乗じた額で算出すること。
- 3 後述第10の定めに基づき再委託を行った場合は、再委託に係る請求書、県の承認通知書、業者選定資料、発注書、見積書等の書類を整理すること。
- 4 一般管理費の算定は、受託者の規程に基づくものとする。ただし、契約の性質が委任・準委任にあたる再委託にあっては、当該再委託費に対する受託者の一般管理費を計上することはできない。

第9 再委託の制限等

1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50パーセントを超える業務
代診医派遣調整、代診、指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務
履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務
その他県が契約の主たる部分と決定した業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。
また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分（うち、その他、簡易な業務）
その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

4 その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任を含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを意味する。ただし、一般管理費の算定基礎から控除される再委託は、請負契約に係る経費は含まれない。

第9 その他留意事項

- 1 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。変更する場合には、契約書の定めに基づき県と受託者の双方で協議等を行うものとする。
- 2 受託者は、事業の実施に当たり、県と適宜協議を進めていくものとする。
- 3 受託者は、経理管理に当たっては、法令及び沖縄県財務規則の定めに基づいて、適正に執行する必要がある。
- 4 受託者は、業務着手に先立ち、実施計画書、責任者及び担当者名簿を県に提出すること。
- 5 本業務委託契約に関するプロポーザル方式による委託先業者の公募は、令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業となることから、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。
- 6 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方で協議して定めるものとする。